

交通事故等で保険証を使う場合には…

『第三者行為の届出』が必要です

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者が、自分以外の人による行為(第三者行為)によるケガや病気等で保険証を使う場合には、村に届出が必要です。

第三者行為により病院にかかった場合の医療費は、本来第三者が負担すべきものです。そのため、医療費のうち国民健康保険・後期高齢者医療負担分を一時的に立替払いし、後日、第三者に請求します。

第三者行為に該当するもの

- ・交通事故(同乗中の事故や自損事故についても届出が必要)
- ・不当な暴行を受けた
- ・他人のペットに咬まれた
- ・購入した食品や飲食店での食中毒
- ・施設の欠陥による事故



第三者行為による医療行為であっても保険証が使えないケース

- ・飲酒運転や無免許運転等、自分が法令に反する行為をしていた場合
- ・仕事や通勤中に発生した場合(労災保険の対象)
- ・けんかによるケガ



●示談をする前にすべきこと

被害者と加害者の話し合いがついて示談をすると、その示談が優先されます。そのため、国民健康保険・後期高齢者医療制度で立替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合がありますので、示談をするときは事前に役場国保年金課にご連絡ください。また、示談が成立したときは示談書の写しを提出してください。

●第三者行為の届出の方法

役場国保年金課に所定の用紙がありますので、必要事項をご記入の上、速やかに提出してください。
※交通事故の場合は、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書の添付が必要になります。

■問合せ 国保年金課 ☎029-885-0340(内)116

いばらき出会いサポートセンター

「出張相談(登録)会 in 美浦」

いばらき出会いサポートセンターは、独身の方の出会いの場づくりのため、県が労働団体と共同で設立した団体です。センターでは、下記の日程で結婚相談(登録)会を開催します。

- 日時 令和5年1月28日(土) 午前10時30分～午後4時
- 場所 みほふれ愛プラザ 2階研修室
- 相談 相談は無料です。結婚を希望する独身の方やご家族など、どなたからの相談にも対応します。
- 登録 センターの入会登録手続きが行えます。**事前登録が必要です。**センターのホームページから「入会申込」と、「来所予約(出張登録)」を行ってください。



←事前登録・来所予約はこちらから
<https://www.ibccnet.com>



茨城のハッピーな出会いと結婚
でアイバが応援します！

■問合せ 一般社団法人いばらき出会いサポートセンター(水戸センター) ☎029-224-8888